

法人だより

No.192



箕郷地区会社会貢献活動 表紙説明はP.22

(一社) 高崎法人会
令和6年度 定時総会概要報告

(一社) 高崎法人会
令和7年度 税制改正要望意見書

従業員の定着・活躍に大切な2つの「安全性」

第15回税に関する絵はがきコンクール
優秀作品紹介

高崎税務署管内 税務協力団体

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会

 一般社団法人 高崎法人会

榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
新町地区会 北橘地区会 赤城地区会 吉井地区会

9月

●9月10日

- 1 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●9月30日

- 2 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 3 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 6 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

10月

●10月10日

- 1 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●10月15日

- 2 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

●10月31日

- 3 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 4 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 7 消費税の年税額が400万円超の2月、

5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉

- 8 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

●10月中において市町村の条例で定める日

- 9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）

11月

●11月11日

- 1 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●11月15日

- 2 所得税の予定納税額の減額申請

●12月2日

- 3 所得税の予定納税額の納付（第2期分）
- 4 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- 5 9月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 6 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 8 3月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 10 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

●11月中において都道府県の条例で定める日

- 11 個人事業税の納付（第2期分）

※ 税を考える週間…11月11日～17日

12月

●12月10日

- 1 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

●本年最後の給与の支払を受ける日の前日

- 2 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

●本年最後の給与の支払をするとき

- 3 給与所得の年末調整

●翌年1月6日

- 4 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 8 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

●12月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

目次

税務カレンダー	1
令和6年度定時総会概要報告	2
新税務署署長着任挨拶・高崎税務署人事異動	5
表彰受賞者紹介	6
令和7年度税制改正に関する提言	7
小学生の税に関する絵はがきコンクール優秀賞・女性部会賞作品紹介	11
最近の話題から	
従業員の定着・活躍に大切な2つの「安全性」	13
部会だより	14

会員企業紹介	15
税理士会コーナー	
申告書等の控えへの収受日付印の押なつ廃止について	17
群馬県からのお知らせ	18
税務署コーナー	
電子取引データの保存方法	19
新会員・部会員紹介・下期税務説明会のご案内	21
お知らせ・表紙説明	22

総会
概要報告



川崎会長

令和6年度一般社団法人高崎法人会定時総会を、去る5月29日（水）午後4時より、ホテルグランビュール高崎にて開催し、下記の議案及び報告事項が承認、報告されました。

挨拶の中で川崎会長は、令和5年度に群馬県で開催された全国大会での力添えや、それに伴った会員増強運動への感謝を述べました。またコロナが5類へ移行したことに伴い、事業の充実といった基盤整備を進めたいと提言しました。



○議案を承認

議案第1号

令和5年度収支決算承認の件

（令和5年度収支決算に関する監査報告）

議案第2号

役員の一部選任承認の件

○報告事項

① 令和5年度事業報告

② 令和6年度事業計画及び収支予算

※議案の概略については3・4頁参照。
※皆様にご承認いただきました議案及び報告事項につきましては、高崎法人会ホームページの情報公開資料のページにて掲載させていただきます。

○表彰等

議事終了後、表彰式が行われ、役員功労者表彰、組織充実功労地区会表彰、組織充実功労者表彰、厚生制度推進功労者感謝状贈呈、優良経理担当者表彰を行いました。

また、高崎行政県税事務所より、高崎行政県税事務所長感謝状の贈呈が行われました。



○高崎税務署長、高崎市長、税理士会高崎支部長が祝辞

ご臨席いただいた多数のご来賓を代表して、小宮山高崎税務署長、富岡高崎市長、有田税理士会高崎支部長よりご祝辞を頂戴しました。



富岡高崎市長



有田税理士会高崎支部長



小宮山高崎税務署長

ご入会をご希望の方は法人会事務局までお問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国約75万社の、会員組織です。

会 員
募 集 中



一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL : 027-363-4526
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

貸借対照表

—令和6年3月31日現在—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	30,551,159	31,392,473	△841,314
前払金	0	55,410	△55,410
流動資産合計	30,551,159	31,447,883	△896,724
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	7,000,000	7,000,000	0
基本財産合計	7,000,000	7,000,000	0
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	200,248	700,971	△500,723
周年行事引当資産	1,068,033	4,567,995	△3,499,962
退職給付引当資産	7,352,851	7,232,727	120,124
財政調整引当資産	5,000,000	2,500,018	2,499,982
事務所移転引当資産	100,000	0	100,000
地区会・部会引当資産	5,777,626	5,577,552	200,074
特定資産合計	19,498,758	20,579,263	△1,080,505
(3) その他固定資産			
什器備品	40,048	47,896	△7,848
電話加入権	155,784	155,784	0
保証金	2,299,000	2,299,000	0
その他固定資産合計	2,494,832	2,502,680	△7,848
固定資産合計	28,993,590	30,081,943	△1,088,353
資産合計	59,544,749	61,529,826	△1,985,077
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	561,350	387,690	173,660
流動負債合計	561,350	387,690	173,660
2. 固定負債			
退職給付引当金	7,352,851	7,232,727	120,124
固定負債合計	7,352,851	7,232,727	120,124
負債合計	7,914,201	7,620,417	293,784
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	51,630,548	53,909,409	△2,278,861
一般正味財産合計	51,630,548	53,909,409	△2,278,861
(うち基本財産への充当額)	(7,000,000)	(7,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(12,145,907)	(13,346,536)	(△1,200,629)
正味財産合計	51,630,548	53,909,409	△2,278,861
負債及び正味財産合計	59,544,749	61,529,826	△1,985,077

令和5年度正味財産増減計算書

—令和5年4月1日～令和6年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	119	119	0
特定資産運用益	246	289	△43
受取会費	26,676,000	26,857,000	△181,000
事業収益	709,000	702,500	6,500
受取補助金等	18,632,900	17,608,600	1,024,300
受取負担金	7,207,800	4,848,500	2,359,300
雑収益	966,479	503,638	462,841
【経常収益計】	54,192,544	50,520,646	3,671,898
(2) 経常費用			
事業費	48,553,022	43,252,181	5,300,841
(税の啓発活動事業)	6,013,759	6,801,597	△787,838
(税務経営支援事業)	158,400	158,400	0
(地域社会貢献事業)	2,787,118	2,845,752	△58,634
(会員増強事業)	297,600	397,873	△100,273
(会員支援事業)	1,033,978	580,328	453,650
(地区会・部会支援事業)	14,484,185	9,050,264	5,433,921
(按分共通費用)	23,777,982	23,417,967	360,015
管理費	7,918,383	6,723,580	1,194,803
【経常費用計】	56,471,405	49,975,761	6,495,644
【当期経常増減額】	△2,278,861	544,885	△2,823,746
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△2,278,861	544,885	△2,823,746
【一般正味財産期首残高】	53,909,409	53,364,524	544,885
【一般正味財産期末残高】	51,630,548	53,909,409	△2,278,861
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	16,173,100	15,698,100	475,000
一般正味財産への振替額	△16,173,100	△15,698,100	△475,000
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	51,630,548	53,909,409	△2,278,861

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

その安心で、
企業とともに未来をつくる。

DAIICHI 大同生命

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260



16 ホーダー賞
2024年度

令和6年度収支予算書

—令和6年4月1日～令和7年3月31日—

(単位: 円)

科 目	予算額	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,000	1,000	0
特定資産運用益	1,000	1,000	0
受取会費	27,000,000	27,700,000	△700,000
事業収益	760,000	890,000	△130,000
受取補助金等	17,817,300	17,687,900	129,400
受取負担金	10,210,000	8,570,000	1,640,000
雑収益	871,000	991,000	△120,000
【経常収益計】	56,660,300	55,840,900	819,400
(2) 経常費用			
事業費	55,176,100	57,439,400	△2,263,300
(税の啓発活動事業)	6,170,000	7,530,000	△1,360,000
(税務経営支援事業)	160,000	160,000	0
(地域社会貢献事業)	2,510,000	3,760,000	△1,250,000
(会員増強事業)	540,000	550,000	△10,000
(会員支援事業)	1,110,000	710,000	400,000
(地区会・部会支援事業)	20,300,000	19,830,000	470,000
(按分共通費用)	24,386,100	24,899,400	△513,300
管理費	8,563,900	8,990,600	△426,700
【経常費用計】	63,740,000	66,430,000	△2,690,000
【当期経常増減額】	7,079,700	△10,589,100	3,509,400
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△7,079,700	△10,589,100	3,509,400
【一般正味財産期首残高】	51,630,548	53,909,409	△2,278,861
【一般正味財産期末残高】	44,550,848	43,320,309	1,230,539
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	16,252,100	16,173,100	79,000
一般正味財産への振替額	△16,252,100	△16,173,100	△79,000
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	44,550,848	43,320,309	1,230,539

表彰・感謝状

受賞者紹介

◎役員等功労者表彰(8名)

川口昌啓(高崎)、杉浦芳郎(高崎)、小野里つよし(高崎)、根岸一之(渋川)、関根美保子(新町)、高田浩一(新町)、粕川良行(北橘)、篠崎文明(吉井)

◎組織充実功労地区会表彰

(1地区会)

「5年連続70%台維持」

伊香保地区会

◎組織充実功労者表彰(3名)

「5社以上」

山本翔真(AIG)

「3社以上」

萩原永史(安中)、鈴木麻美(AIG)

◎厚生制度

推進功労者感謝状(9名)

関口千夏(大同)、外所麗子(大同)、茂木和美(大同)、安藤伸二(AIG)、鈴木麻美(AIG)、山本翔真(AIG)、井田司(アフラック)、栗原純一(ア

◎優良経理担当者表彰(7名)

フラック)、黒澤眞里子(アフラック)

「特別表彰」

藤原真一(高崎)、福島いずみ(渋川)、平井由美子(渋川)、田中喜芳(安中)、関原直美(箕郷)、南雲寿美江(吉岡)

「一般表彰」

鈴木素子(伊香保)(地区会別・五〇音順 敬称略)



「生きる」を創る。

Aflac



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。

お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。

アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック 群馬支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

着任のごあいさつ

高崎税務署長 田中 聖一



この度の異動により、松本税務署から転任してまいりました田中でございます。

出身は山口県で、群馬県の勤務は初めてとなりますが、高崎経済大学に在籍していましたので、高崎は思い出深い地であります。前任の小宮山同様、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人高崎法人会の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、「よき経営者を目指す健全な納税者の団体」とし

て、「新設法人税務説明会」や「決算税務説明会」の開催をはじめ、租税教室への講師派遣や小学生の「税に関する絵はがきコンクール」などを通じ、税知識の普及や納税意識の高揚に努められており、このような事業活動は私どもといたしましても誠に心強く感じております。

これらはひとえに、川崎会長をはじめ、役員の皆様の指導力と会員の皆様のご理解、ご協力の賜物であると、深く敬意を表す次第であります。

さて、近年、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっています。国税当局においても、「納税者の利便性の向上」、「課税

徴収事務の効率化・高度化等」、 「事業者のデジタル化促進」の3つの柱に基づいて、税務行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)の更なる推進に取

り組んでおります。これは、
 税務行政のDXを推進する
 ことを通じて、国民にとつ
 て利便性が高く、かつ適正・
 公平な社会の実現に努める
 とともに、税務行政のDX
 と併せて、事業者の業務の
 デジタル化を促進すること
 により、税務を起点とした
 社会全体のDXを推進する
 というものです。

会員の皆様におかれましては、税務行政のDX推進の趣旨にご賛同いただき、添付書類を含めた $e\text{-Tax}$ ($\text{ALL} \text{ e-Tax}$) や年末調整の手続きの電子化、キャッシュレス納付の積極的な利用と併せて、会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面から業務のデジタル化をご検討いただきますようお願い申し上げます。

田中署長略歴

平成30年7月	東京国税局 査察部 査察第七部門 統括国税調査官
令和元年7月	関東信越国税局 調査査察部 査察第一部門 統括国税調査官
令和2年7月	佐野税務署 署長
令和3年7月	関東信越国税局 調査査察部 査察総括第一課 課長
令和5年7月	松本税務署 署長
令和6年7月	高崎税務署 署長

結びに当たり、一般社団法人高崎法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、更には各事業のご繁栄を祈念し、着任のあいさつとさせていただきます。

高崎税務署の人事異動

新幹部職員等（法人課税関係）（敬称略）

職 名	氏 名	前 任 署 等
署 長	田 中 聖 一	松本税務署 署長
副署長（管理・徴収・法人担当）	田 中 正 樹	留任
副署長（総務・個人・資産担当）	浅 間 智 美	関東信越国税不服審判所 第一部 副審判官
総 務 課 長	中 島 雅 文	富岡税務署 総務課長
法人課税第一部門統括官	池 田 さと子	川口税務署 審理専門官（法人担当）
法人課税第一部門 調査官（法人会担当）	星 野 光 明	高崎税務署 法人課税第二部門 国税調査官

去る7月10日付で高崎税務署の定期人事異動がありましたので、ご案内いたします。

表彰等受賞者紹介

（表彰等の栄誉に浴された役員の皆様を）紹介いたします。
（敬称略・順不同）

高崎行政県税事務所長感謝状



堀越 芳春

理事
江木食品工業㈱



萩原 永史

副会長
萩原建設㈱

全法連功労者表彰



高橋 秀樹

理事
㈱美松



豊泉 幸雄

理事
㈱豊田園

県法連功労者表彰



草野 善晴

参事
㈱クサノ・メディア



高橋 伸武

理事
㈱武井建設



岸 義将

理事
㈱岸土木

保険のことなら
なんでもご相談ください！

オンライン相談も承っております



Aflac
アフラックサービスショップ

安心していただける
保険をご提案いたします。

本店 高崎飯塚店

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

前橋支店 前橋駒形店

〒379-2122 群馬県前橋市駒形町1128-1
TEL 027-361-8431 FAX 027-212-2919

【共通フリーダイヤル】

あふらつく い〜な

0120-0269-17

【受付時間】月曜～土曜 9:00～17:00 【定休日】日曜・祝祭日

〈募集代理店〉

株式会社 井田ライフ保険

<https://idalife.co.jp>



IDA LIFE

公式コンシェルジュ
いだらびっと

令和7年度税制改正に関する提言

高崎法人会・税制委員会では会員の声を基に令和7年度向け税制改正に関する提言を取り纏めました。

この提言は、群馬県法人会連合会、全国法人会総連合を経て、全国75万社の法人会会員企業の声として取り纏められます。

なお、全文につきましては高崎法人会HPにて掲載予定でございますのでご参照ください。

1、はじめに

わが国企業を取り巻く経営環境

世界経済は、2021年以降、コロナ禍からの急速な回復に伴う供給制約やロシアのウクライナ侵攻等により、エネルギー・原材料

価格を中心に世界的に価格が大きく上昇した。そこで各国が物価上昇を抑制すべく、金融引き締めを強力に実施した結果、世界経済の成長は鈍化の兆しがみられる。OECDによると、世界全体の2023年の実質成長率は2・9%と、2022年(3・3%)から低下する見通しである。

先行きは、欧米における強力な金融引締めが及ぼす影響、中東地域等の地政学リスク顕在化による原材料・エネルギー価格の高騰およびそれに伴う高い物価上昇率の継続、中国の不動産市場の悪化に伴う不良債権の増加などを通じた成長の押し下げが懸念される。OECDでは、世界全体で2024年に2・7%へと減速した後、2025年には3・0%に回復すると予想している。

また国内では、少子化や人口減少に加え、東京圏へ

の人口流入も相まって、地方経済の活性化には、その重要な担い手である地元企業、とりわけ中小企業が、アウトプット(付加価値)の最大化とインプット(労働投入)の効率化に自律的・自発的に取り組み、生産性を改善・向上することが不可欠である。

こうした観念から、「骨太方針2022」や、「新しい資本主義実行計画」に示された施策や、社会変容を実現するための大胆かつ強力な是正処置を講じるべきである。そして、企業の研究開発、人、スタートアップ、GX及びDXへの果敢な投資を通じて成長と分配を促し、中間層の構築に資する税制を目指すべきである。

また、国際課税制度については、デジタル課税「第1の柱」(利益分配ルール)、「第2の柱」(ミニマム課税)に係るOECD／IF(包括的枠組)での検討が鋭意進められている。引き続き納税者である企業の実務負担を軽減する観点から、納

得性のある制度設計とすることが必要不可欠である。さらに、令和5年度税制改正以降の「第2の柱」の国内法制化に伴い、企業の実務対応が付加される見通しである。これを見据えれば、制度として類似し、手続き面においても重複感のある、わが国外国子会社合算税制(CFC制度)についても、事務負担の軽減及び過剰合算の適正化の観点から、抜本的な簡素化を図ることが極めて重要である。

なお、サステイナブルな資本主義の実現に向けて、地球環境・エネルギー問題、格差是正、働き方の変化、ダイバーシティ、人口減少、社会保障の適正な給付と負担、経済安全保障等、諸課題が密接に関連してくる。各課題に伴う経済社会活動の構造変化に着目しつつ、毎年度の税制改正と並行して、あるべき税制の姿について骨太の議論を深めていくことが必要不可欠である。

一方で、こうした活動から国益を守るために規制や

取締りを強化する「経済安全保障」と呼ぶ概念が出てきており、混乱の中でロシアに対しての制裁執行など様々な規制強化による経済活動は、連鎖の末端に繋がる地域経済を底支えしてきた中小企業に秩序の崩壊を招くことになるなど思わぬ余波となり大きな打撃を受ける事となってしまう懸念がある。

この様に社会情勢が刻々と変化する中で、原油価格の高騰もあり、高止まりしている資材の調達コストと納期遅延等々偏りのある連鎖のリスクに、統廃合、再配置の動きも加速し、見直し等々もある中、地域の零細企業、中小企業は、大きな痛手となり、合理化を進めるにしても、業務のデジタル化の遅れもあり、人手不足等々も加速し、人的資源に乏しい事もあり、対応に苦しんでいる。

様々な個人消費も冷え込み、特に、地域に密着する中小零細企業には大きな打撃を与え、地域社会を支える

令和7年度 税制改正に関する提言

中小企業の基盤に大きな毀損を与えている。地域社会にとって、新たなリスクとなってきた。

行政改革、社会保障制度等々の見直しも含めて、一層、注力していかねば財政再建への道のりは厳しいものと言わざるを得ず、痛みを伴う道のためにはあるが、歩みだす時であり、先送りしてきた考えは、改める時であり喫緊の課題である事は言うまでもない。

コロナ下で疲弊した景気の腰折れを防ぎ、消費を喚起するとともに、行政手続の簡素化、人材育成・労働生産性向上等々並びに中小企業の事業継続・事業承継に資する税制措置を整備することが重要な課題となる。雇用を通じて地域経済や財政に大きく貢献し、大企業とは異なる中小企業の特長である多様性並びに柔軟性を生かし、地域社会を支える中小企業の活性化と持続的な成長、新たな挑戦のために、新たな基点で活発に活動できる事業環境を整備

し、中小企業の特性に着眼した税制の実現が必要であると考え。

特に、円滑な事業承継の実現に向けた税制の抜本的な見直しをはじめ、中小企業の特性に着目し、新たな産業構造の構築を目指した成長戦略と一体となった税制の実現を要望する。経営者層の高齢化も進み、技術の伝承、事業承継には、多くの困難を伴っている。

資産の世代間移転が高齢化している事も課題となっている。家族間の相続・贈与等の関連法規を整理し、新たな制度を立ち上げ、資産の早期移転を促す税制の構築が必要と考える。事業承継の推進を図らねば、わが国の産業構造並びに地域社会を支え続けてきた担税基盤が損なわれつつあり、やがて、崩壊の危機に曝される事になる。

地方創生の中でも、新たな創業支援等々だけでなく、業態をただし、経営革新を行い、事業の再編と第二創業に立ち向かう中小零細

企業の承継には新たな支援が必要であり、社会構造の変化に対応したデジタル化の課題もあり、人材育成等を含め、幅広く、手厚く施される時である。多様な働き方が拡充する中で、働く意欲を阻害せず、公平で中立的な税制を構築していくべきである。

公平・中立かつ簡素な税制に速やかに移行し、毀損している担税基盤強化を図り、努力した人が報われる税制、真面目な納税者が評価され、尊敬される社会をつくるべきである。

2、総論

(1) 行財政改革

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興と社会保障制度の財源確保のためには負担増やむなしとの考えもあるが、これは国・地方において、ぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提としている。

しかし、行政改革の取組みは極めて不十分であり、

遅々として進まず、かえって肥大化しつつある。省庁の権益を確保する縦割り行政の弊害と行政の執行に偏りのあるとの指摘、懸念がでており、官僚により繰り返される忖度の横行が見え隠れしている。

特に、新型コロナ対策等々で露呈した官僚組織の脆弱性、官僚組織や政治家の昨今の不祥事で国民からの信頼感が大きく損なわれている。国民の信頼を裏切るような事態に陥っている事は看過できない事案である。

組織防衛を優先し、危機対応を阻む事が散見された我が国の官僚機構は、新たな危機に見舞われる都度、その機能不全をさらけ出している様は何とも情けないものである。グローバル化とデジタル化の進展で変化のスピードが格段に上がった21世紀。20世紀型の官僚機構を引きずったままの日本は置き去りにされるばかりである。

国民に痛みを求める前に「まず隗より始めよ」の認識

の下、先ず、国会議員及び地方議会議員が約束を守り、実行すべきである。議員及び政党は、今、約束した公約を果たす時であり、そのことによりはじめて国民の代表として、国民の信頼を得ることができる。

なお、以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- ① 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- ② 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制
- ③ 特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減
- ④ 民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。
- ⑤ 既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

(2) 安定した

社会保障制度の確立

国、地方を通じて徹底した行政改革の推進を実行しつつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべき

である。

財源等については、広く国民で負担すべき事であるが、担税力等にも配慮すべきであり、担税基盤を損ねる事を危惧する。

まずは、様々な施策執行においての国民の協力・支持と理解は政府が信頼に値するか否かが鍵となる。信頼を取り戻すには、議員及び官・行政組織が、国民の付託に応え、約束を実行し、改革を断行する事につぎる。

(3) 自然災害に対し強靱な経済社会を構築するた

めの税制措置

頻発化・激震化する自然災害に対して、企業のレジリエンスを確保することは、喫緊の課題であり、事業者の自主的な対策を税制上側面支援することが重要となる。

火災保険等に係る異常危険準備金について、より持続性の高い制度に拡充すべく、適用区分、積立率、洗替保証率について、所要の見直しを行うべきである。

3、各論

「法人税関係」について

(1) 定期同額給与の原則の廃止
会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員給与の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならないと考える。

(2) 法人所得課税

産業の空洞化を防ぎ、かつ国内の雇用確保と域内の経済活性化に資するため、法人課税実行税率の更なる引き下げをできるだけ早い時期に行うこと。

(3) 中小企業の

法人税率の軽減

大企業とは環境の異なる中小零細企業であるがゆえ、
① 現行8百万円の軽減税率
適用所得金額を5千万円程度に引き上げ、現在15%(時限的)の軽減税率

を更に一段と引き下げる。

② 最高税率も国際競争力強化策として、近隣諸国並みの法人実効税率に引き下げる。

③ 域内の経済活性化に寄与する中小企業がより一層元氣の出る税制にすべきである。

(4) 冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・花輪等は地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとっては広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

また、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる祝金、香典等又は受領者側で益金に計上される事によって二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

なお、8百万円までの交際費の全額損金算入は、法制化を行い継続した措置となるようにすることが妥当である。

「事業承継関係」について

(5) 相続税

事業継承の意欲と努力した人が報われる事業承継が出来るようにするため、事業承継に関わる事業承継者(相続人)の相続税の軽減措置を講ずること。

特に、事業に使用している土地は事業運営の根幹をなすものであり、承継する相続税の中でも大きな課税となっており、事業承継の推進を図る上で、農業相続人の特例農地並みの評価とすること。

(6) 事業承継税制

新たな事業承継税制が創設されたが、要件等の適用を考慮し、更なる緩和並びに実態に即した要件への改善整備が必要である。

欧州主要国では相続税体系は多様ながら、事業承継税制を優先させる考え方は一致している。わが国でも

中小企業の活性化を目的に「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減又は免除する」本格的な事業承継税制の創設を

求める。

(7) 事業承継時の未上場株式の評価方法について

中小企業の未上場株式の評価方法を見直すべきである。経営権の安定した承継のためにも要件を整え、「払い込み金額による評価(旧額面)」とすべきである。

(8) 相続・贈与による取得資産の取得価格について

相続人や贈与を受けた者が相続、贈与によって取得した資産(土地・建物・有価証券他)の取得価格は、相続税、贈与税を計算した時点の評価額とすべきである。

「その他」

(9) 消費税

税率を上げるとは、中小零細企業者にとって、過重な費用と事務の負担をさせることになるため一定の救済措置と支援策が必要である。

また、取引相手から、不当な仕入代金の減額、買いたたき、購入の強制等、増税分を適正に価額に転嫁できないことの無いよう、必要に

令和7年度 税制改正に関する提言

応じた監視や措置が求められる。

更に、消費税制度の充実と信頼を確保していくためには、一層の課税の適正化に向けた取組みが求められる。軽減税率についても民意を反映し、事務負担増もあり、再度検討する必要がある。

(10) 二重課税の廃止

酒税・ガソリン税と消費税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

(11) 個人所得税

累進税率区分や諸控除の見直し、均等割の創設等、個人所得課税を抜本的に見直すべきである。

(12) 年金課税の廃止

老後の安定のための年金である。老後の生活保障を自助努力に頼る面は多いが、更に年金に課税されたのでは何の為の年金か。年金課税を速やかに廃止すべきである。

(13) 少子化対策

晩婚率、未婚率の高さ、及び出生率の低さが少子化の理由だが、現在行われている

対策は子育て支援が中心である傾向が強いと思われる。先進各国の良い制度を採り入れ、子育て支援と並行して、晩婚と未婚への対策が必要である。低所得者の未婚率の高さを鑑み、税制面からも結婚適齢世代が結婚し、子供を産み育てることができる社会づくりと環境づくりが必要である。

(14) 印紙税の廃止

現在の経済取引は、事務処理のデジタル化が進み、作成される文書の形式や内容が変化してきている。電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課税であることなど、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じている。

大企業と下請け構造となつている中小零細企業間では発注側と受注側では取引文書の取扱いにより課税に大きな偏りが生じており、公平・中立性に欠ける。

また、印紙税は、所得、資産の保有、消費のいずれにも該当せず、その点でも特

異であり、時代錯誤的な税目となっており、印紙税は廃止すべきである。

中央官庁や地方自治体が電子契約等を推進することによって民間にも広がっていくものと考えられる。

「地方税関係」について

(15) 固定資産税の見直し

全国的に地価が下落している実勢から見て、税負担が重い。早期に固定資産税、都市計画税の抜本的な見直しを実現してほしい。

また、時価の算定は収益還元方式を重視して算定を見直すように改めるべきである。

(16) 事業所税

①事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求める。

②中核都市（人口30万人以上）等だけに課税され、課税対象となる基準等が不公平であるため廃止を求める。

(17) 外形標準課税

経済の波をかぶりやすい中小零細企業には大きな負

担増となる外形標準課税は資本金1億円以下の企業には課税すべきではない。

「電子申告・電子納税」E-Taxとe-ITAXについて

(18) 電子申告の規格統一

大規模法人の電子申告義務化等の新聞記事が発表されたが、国税職員の事務負担軽減のみを目的に導入を図るのではなく、利用者の事務軽減を図るべく省庁間の垣根を取り払い、国税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できるように、e-ITaxとe-ITaxの規格統一を検討し、電子申告制度の充実を目指すべきである。

(19) 電子申告の利用促進

電子申告・電子納税のさらなる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求める。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



Business Guard

AIG損害保険株式会社 群馬支部
TEL. 027-223-5771

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える
**プロパティガード
+ 企業地震保険**
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険

オールスターズ
ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

22-073003

第15回 税に関する絵はがきコンクール

令和5年度 卒業生の作品



このコンクールは法人会の租税教育活動の一環として、高崎税務署管内の小学6年生を対象に行われ、応募総数1,302点の中から、39点が入賞しました。そのうち、最優秀賞他13点を裏表紙に、優秀賞7点、女性部会賞5点をこの項にてご紹介いたします。

入賞作品は2～3月の確定申告期間中に確定申告会場前にて展示を行い、また、応募いただいた作品は夏休み期間に各地の公共施設で展示を行いました。



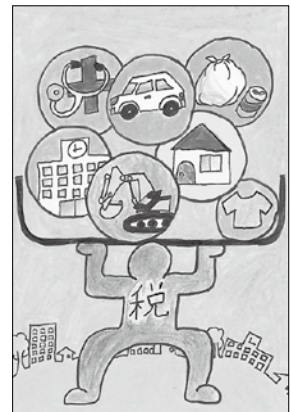
優秀賞

高崎市立八幡小学校
伊佐治 怜 大さん



優秀賞

高崎市立寺尾小学校
林 芽 依さん



優秀賞

高崎市立中央小学校
林 蒼 空さん



優秀賞

高崎市立乗附小学校
村 山 ね ねさん



優秀賞

高崎市立乗附小学校
金 森 る かさん



優秀賞

高崎市立西部小学校
佐 藤 綾 音さん



女性部会賞

安中市立西横野小学校
大前輝来さん



女性部会賞

高崎市立長野小学校
町田和佳さん



優秀賞

吉岡町立明治小学校
小林柚月さん



女性部会賞

吉岡町立明治小学校
俣田琉華さん



女性部会賞

高崎市立箕輪小学校
柴山琴乃さん



女性部会賞

高崎市立箕輪小学校
石井結珠さん

法人会女性部会

いちごプロジェクト



オフィスでも節電にご協力ください

照明

可能な範囲で執務室や店舗工場の照明を間引きしましょう(節電効果は照明を半分程度間引きした際の数値)。
→節電効果: 約13%

使用していないエリア(会議室、休憩室、廊下等)は、消灯しましょう。
→節電効果: 約3%

温水洗浄便座

使用状況を確認し、夏は便座や水の温度設定を「切」にしたり、長時間使わないトイレはコンセント自体を抜いたりしましょう。

空調

執務室の冷やしすぎに注意し、無理のない範囲で室内温度を上げましょう。※熱中症にご注意ください。
→節電効果: 約4%

日中の日射を避けるために、ブラインド、カーテン、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用しましょう。
→節電効果: 約4%

使用していないエリア(会議室、休憩室、廊下等)は、空調を停止しましょう。
→節電効果: 約2%

OA機器(PC、コピー機)

長時間離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにしましょう。

電気ポット

温度設定を見直したり、省エネモードにするなど、設定を確認しましょう。使わないときには、電源をオフにしましょう。

「いちごプロジェクト」とは?

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

全オフィスで消費電力の1%を節電すると、毎日、家庭約16万世帯が消費する電力と同程度のエネルギーが削減できます。

出典: 経済産業省 省エネポータルサイト

複従業員の定着・活躍に 大切な2つの「安全性」

株式会社ジェイック 執行役員 古庄 拓

20代、30代に長く活躍してもらうには「心理的安全性」と「キャリア安全性」の2つが重要だ。自社の状況を振り返り、組織づくりに反映しよう。

組織の生産性を高める「心理的安全性」

心理的安全性は、従業員が不安・恐怖を感じずに自分の意見や疑問を伝えられる状態を指す。「上司と異なる意見を述べる」「懸念を伝える」「初歩的な質問をする」「的外れかもしれない意見を言う」「自分の失敗や力不足を伝える」など、相手から不快、無能やネガティブと思われる可能性がある意見・疑問を発信しやすいか否かだ。

心理的安全性の高さは、仲の良さだけでは全く違う。仲が良いだけの組織は、周囲との衝突を恐れ

て、率直な意見交換や指摘・フィードバックができない傾向にある。心理的安全性を高めるには「共通目標やゴールの浸透」と「人としての相互理解や信頼関係」「違いを尊ぶ（異なる意見が新たな価値を生み出す）姿勢」がポイントだ。

若手の定着・活躍に大切な「キャリア安全性」

最近注目のキャリア安全性は「自分の未来（キャリア）が安全か？」という認識だ。キャリア安全性が高ければ、従業員は「10年後には上司のようになりたい」「先輩は他社でも通用するけど、この会社を選んで働いている」「頑張れば成長できるし市場価値も高まる」と考える。

逆に、キャリア安全性が低いと「上司みたいにはなりたくない」「疲弊してい

るし楽しくなさそう」「このまま働いていても他社で通用する力がつかない」と感じる。いまは転職が当たり前の時代であり、少子化の中で若手の転職は容易だ。従って、若手世代は自社のキャリア安全性に不安を感じたら速やかに転職を考える傾向にある。

入社3年以内の若手に、職場の心理的安全性とキャリア安全性、そして、今すぐもしくは2〜3年以内の離職意向を調査したデータがある（※）。調査によると、若手が辞めやすい会社は以下の順番だ。まず「心理的安全性が低い×キャリア安全性が低い」会社は、半数以上に離職意向がある。次に「心理的安全性が高い×キャリア安全性が低い」会社は、今すぐの離職意向は減るが、2〜3年以内の離職意向はほぼ変わらず、半数弱に離職意向がある。そして、「心理的安全性が高い、または低い×キャリア安全性が高い」会社の離職意向は、約3割と大きく下がる。

どんなに居心地が良い職場でも「先々のキャリアが見えない」と思ったら若手は辞めていく。若手に長く

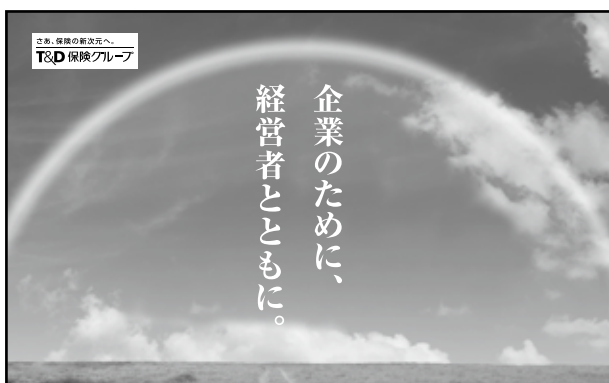
活躍してもらうには組織のキャリア安全性を高める必要がある

キャリア安全性を高めるポイント

キャリア安全性を高めるには2つのアプローチがある。まず、キャリアが形成できるように育成方針や社内制度を整えることだ。仕事の基準を高める、若手に積極的にチャレンジさせる、異動希望を取って配置に反映する、成長と成果に応じた報酬制度を整備する等だ。

そして、本人が「キャリア形成できている」と思える状態をつくる施策も大切だ。キャリア研修を実施する、定期的にキャリア面談をする、自分の成長を確認し次の成長テーマを設定する振り返りの機会を設ける等だ。また、自分自身のキャリアや市場価値を客観視できるよう、社外の人とキャリア面談をする機会を与えることも有効だ。

（※）出典：「Mediaビジネスオンライン」「心理的安全性」が高い大企業で、若手の早期離職が加速する皮肉足りないのは何？」「リクルートワークス研究所「大手企業における若手育成状況調査報告書」



ご意見、保険の御相談へ。
T&D 保険グループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

D&TDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260

女性部会

定時総会

- ・令和6年度定時総会を開催
- ・税に関する絵はがきを展示

女性部会は、6月20日

(木)、マリエール高崎で多数のご来賓と本会役員、部会員合わせて約90名が出席して定時総会を開催しました。

第1部の総会では、次の議案及び報告事項が承認、報告されました。

○議案第1号

5年度収支決算承認の件

○報告第1号

5年度事業報告

○報告第2号

6年度事業計画及び収支予算第2部の交流会では、シャンソン歌手 原れい子さんによる音楽会を堪能しました。余韻も冷めやらぬまま懇親会に進み、参加者同士の交流を深めました。



税に関する絵はがきコンクール

第15回応募作品を高崎税務署内の公共施設へ展示しました。



▲ 浜川市中央公民館

▼ 安中市文化センター



▲ 高崎市役所

青年部会

- 令和6年度定時総会を開催

青年部会(遠藤直行部会長)は、6月12日(水)、

ホテルグランビュー高崎において令和6年度定時総会を開催しました。

総会は、ご来賓と部会員他47名が出席し、次の議案が原案通り承認可決されました

○議案第1号

令和5年度収支決算承認の件



遠藤部会長



報告事項として、令和5年度事業報告、令和6年度収支予算及び事業計画について報告がなされ、ご来賓の高崎税務署長、税理士会高崎支部長、本会会長よりご祝辞を頂戴いたしました。総会終了後の交流会では、公務の合間に駆けつけていただいた高崎市長よりご祝辞を頂戴したほか、仲間との交流を楽しみました。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる 総合会計事務所

税理士法人箱田総合会計

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地

TEL 027-360-5550

URL <https://www.hakoda-group.com/>

安 中

株式会社 並木

会員企業紹介



代表取締役
静 朋人

一、所在地

安中市原市五八七一一
TEL 〇二七―三八二―〇七三〇

二、事業概要・会社PR

当社は、昭和41年に創業し総合宴会場「並木苑」や赤城高原サービスエリア（上り線）などを運営しております。群馬ならではの食材をふんだ



赤城高原サービスエリア（上り）



並木苑 外観

んに利用した四季折々のお食事を提供しています。また、9月23日まで「磯部築」を営業しており、碓氷川のほとりで活きのいい鮎と地産地食のお料理をお楽しみください。

「磯部築」

安中市磯部一―二―三三四
TEL 〇二七―三八五―六九五九

三、経営理念

当社は、「お客様への精神誠意」をモットーに内容やサービスを考え、大切なお時間をご満足いただけるよう従業員一同想いを込めてご提供することに努めています。

伊香保

株式会社 ニュー東屋物産

会員企業紹介

代表取締役

井上 章

一、所在地

渋川市伊香保町
伊香保三四四―一〇
TEL 〇二七九―七二―三七九一

二、事業概要・会社PR

昭和42年より伊香保温泉の観光地みやげ品として「湯の花まんじゅう」の製造販売をしています。

自社の店舗は構えておらず、製造した商品を伊香保町内の旅館、ホテル、物産店はもとより、



榛名山、日帰り温泉施設、JR駅売店、関越自動車道SA・PAへと幅広く販路を展開しております。平成19年9月より自動包餡機を導入しクリーム大福など蒸まんじゅう以外の製造を始め、味・品質と共に群馬県を代表する銘菓を目指し日々製造を重ねております。

三、経営理念

お客様の気持ちに寄り添い、ご要望に沿った商品開発を心掛けております。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



Business Guard

AIG損害保険株式会社 群馬支店
TEL. 027-223-5771

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える
プロパティガード
+ 企業地震保険
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険

オールスターズ

ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

22-073003

吉岡

会員企業紹介

有限会社 南風コーポレーション

代表取締役

塩野 明

一、所在地

北群馬郡吉岡町

漆原一五八一三

TEL〇二七九一五四一―一七四一

二、事業概要・会社PR

当社は北群馬郡吉岡町にて昭和63年に創業し、不動産業を営んでおります。

主に吉岡町を中心に周辺地域にて宅地分譲や不動産買取・売買仲介等を行っております。近年、吉岡町は駒寄スマートIC及び吉岡バイパス周辺にて多数の商業施設の開発が目覚ましく、それに伴い住宅需要も増加傾向にあり、少しでもより多くお客様に供給出来るよう、日々地域の情報に耳を傾け、地域発展に貢献出来るよう、努めております。また、不動産コンサルタントリングマスターの資格を生かし、相続のご相

三、経営理念

談や空き家・未利用地の管理、有効利用等に力を入れております。不動産のことでしたら、何でもお気軽にご相談下さい。

地域密着・地元の皆様から信頼されるよう誠実さを大切にし、常に親切・丁寧な対応を心掛け、ご満足頂けるサービスの提供に努めております。



社屋外観

赤城

会員企業紹介

有限会社 兵藤自動車工業

代表取締役

兵藤 潤一

一、所在地

渋川市赤城町

長井小川田一四九一

TEL〇二七九一五六一四〇〇四

二、事業概要・会社PR

当社は群馬県渋川市を拠点として、自動車全般の販売・修理・保険などトータルサービスを手掛けており、お客様に安心安全なカーライフを提供するよう努めています。ハンドル形電動車いす



セニアカー

三、経営理念

「セニアカー」も取り扱っており、免許を返納した高齢者の方でも買い物や散歩など日常の移動手段として使えるため、ご好評いただいています。

地域に根差した経営と需要の取り込み、クイックレスポンスを高めたサービスの提供を重んじております。当社の強みである、確かな技術力と小回りの効くサービス体制を活かし、地域住民の皆様との信頼関係の構築に努めています。



社屋外観

「生きる」を創る。

Aflac



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より「法人会福利厚生制度」を受託しています。あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック 群馬支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

税理士会

申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ廃止について

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 鈴木 亜紀子

制度の趣旨

国税庁においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。

こうした中、e-Tax利用率は向上しており今後e-Taxの利用拡大が更に見込まれるほか、「申告書等情報取得サービス」などのDXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押なつが行わ

れないこととなりました。

申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法について

申告書等の控えの收受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は次のとおりです。
・e-Taxによる申告・申請手続

e-Taxで申告等データの送信が完了した後、送信されたデータの受信通知がメッセージボックスに格納されます。受信通知では、申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができます。

・申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）
・保有個人情報開示請求
・税務署での申告書等の閲覧サービス
・納税証明書の交付請求
なお、令和7年1月から

の当分の間における対応については、次のとおりとなっています。

・窓口対応の場合

税務署等の窓口で收受日付印の控えを希望した場合に、申告書等を收受した「日付」や「税務署名」が記載されたリーフレットを交付。

・郵送等対応の場合

申告書等の提出の際に「返信用封筒」及び「申告書等の控え」を同封した場合に、「日付」や「税務署名」が記載されたリーフレットを同封して返送。

金融機関や行政機関等から 收受日付印の押なつされた 控えを求められる場合

国税当局から、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対して今般の見直しについては事前に説明を行っておりませんが、今後令和7年1月

までの間、丁寧な周知・広報に努めていくようです。
なお、令和7年1月以降においても收受日付印の押なつされた控えの提出を求める各種の機関を把握した場合、国税当局から個別に説明が行われる予定ですので情報提供をお願いします。

e-Taxマイページの充実を図る

e-Taxでは、「本人（法人）情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」について、納税者本人が確認することができるよう「マイページ」を提供しており「申告の種類」（青色申告か白色申告か）や「簡易課税制度選択届出の適用状況」などを確認することができます。

今後、「マイページ」を税理士が参照できるようにするほか、表示する情報の拡大が検討されているようです。

最後に、申告書提出等に関し不明点等ありましたら、是非税理士にご相談下さい。

（参考文章）

国税庁HP

令和7年1月からの申告

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部

書等の控えへの收受日付印の押なつについて（令和6年1月4日公表）
国税庁HP
申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ&A（令和6年2月1日公表・令和6年6月17日更新）

個人の事業税は口座振替で 確実に納期限内に納税しましょう！

納期限を経過した後に納税した場合、
延滞金が生じることがあります。

口座振替のお申込みは簡単！
次の3ステップだけで完了します。

申込はがきに
必要事項を記入



通帳届出印を
押印



申込はがきを
郵送



**9月30日（月）までにお申し込みいただければ
個人の事業税の第2期（12月2日（月）振替）の
納税に間に合います！**

※口座振替のお申込みは随時受け付けております。上記を過ぎた場合でも申し込みいただけます。

令和7年度から個人の事業税の口座振替納税に係る
領収証書の送付を廃止します。
ご理解とご協力をお願いします。

システム導入が
難しくても
大丈夫!!



令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、**令和6年1月**からはどうすればいいんだろう。



以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ①モニター・操作説明書等の備付け
- ②検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。
ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「**電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方**」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。



仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性
OK



【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。



不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。



その場合であっても、「**ルールを決めて守っていただくこと**」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね！

真実性
OK



そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、**令和6年1月からは消さずに保存する**必要があるのね。



そのとおりです。
電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。



準備が間に合わない場合はどうしたらいいの??



人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。



(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫**です。

(1)電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、**所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）**



はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

「人手不足」はこれを満たすんだな。



(2)税務調査等の際に

- 電子取引データのダウンロードの求め
- 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合



電子取引データを消さずに保存しつつ、**税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるように**しておけばいいのか。



そのとおりです。ご対応をよろしくお願いします。



なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。



税務職員ふたば

※令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されました。

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは?

電子帳簿保存法の取扱通達・Q & A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています

こちらから
特設サイトに
アクセスできます



国税庁
(法人番号 7000012050002)

新会員・部会員紹介

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

新町	群馬	高崎	高崎
① (社) 浄生福祉会 新町こども園 ② 原 隆 人 ③ 高崎市新町 ④ 幼保連携型認定こども園	① (株) 関東ルーフ ② 遁 所 将 佳 ③ 高崎市菅谷町 ④ 建設業	① 吉本ブロック ② 吉 本 和 喜 ③ 富岡市上丹生 ④ 建設業	① コトリ工業(株) ② 立 石 純 ③ 高崎市沖町 ④ 建設業
	群馬		高崎
	① (株) マルコウ ② 小谷野 貴 司 ③ 高崎市中里町 ④ 製造業		① (株) サードステージ ② 高 瀬 徹 ③ 高崎市飯塚町 ④ 税理士業
女性-安中	榛名	渋川	高崎
① (株) 覚泉荘 ② 伊 藤 まゆみ ③ 安中市高別当 ④ 旅館業	① (株) ひぎき建設 ② 小 林 博 ③ 高崎市中里見町 ④ 一般土木建設業	① (株) 熊谷創建 ② 熊 谷 和 洋 ③ 渋川市石原 ④ 建設業	① (株) Sunlight ② 阿 部 雅 彦 ③ 高崎市筑縄町 ④ 建設業
女性-安中	吉岡		高崎
① (有) シティメガネ ② 金 田 光 美 ③ 安中市安中 ④ 販売業	① (株) 三和テクノ ② 戸 所 利 生 ③ 北群馬郡吉岡町大久保 ④ 建設業		① 清水電設 ② 清 水 勉 ③ 高崎市倉賀野町 ④ 建設業
青年-群馬		安中	高崎
① 日新工事(株) ② 石 上 正 明 ③ 高崎市金古町 ④ 建設業		① (株) 覚泉荘 ② 伊 藤 まゆみ ③ 安中市高別当 ④ 旅館業	① (株) ユウエイ ② 松 井 勇 太 ③ 高崎市元島名町 ④ 建設業
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。			
問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576			

今後の税務説明会の予定

最新の情報は、当会HPにてご確認ください。(http://www.takasaki-hojinkai.com/)

令和6年度下期「決算税務説明会」日程表

10月22日 (火)	14:00~16:00	榛東村南部コミュニティーセンター (群馬、箕郷、吉岡、榛東)
10月23日 (水)	14:00~16:00	安中市文化センター (安中、松井田)
10月29日 (火)	14:00~16:00	渋川市・金島ふれあいセンター (渋川、伊香保、子持、北橘、赤城)
11月8日 (金)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)
11月11日 (月)	14:00~16:00	榛名商工会館 (榛名、倉渕)
11月21日 (木)	14:00~16:00	吉井商工会館 (吉井)
1月14日 (火)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)
3月12日 (水)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)

令和6年度下期「新規設立法人説明会」日程表

12月12日 (木)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター
------------	-------------	-------------

表紙説明

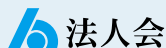
箕郷地区会社会貢献活動

高崎法人会箕郷地区会では、社会貢献活動として、毎年地域内の保育園等に寄贈を行っています。写真は昨年度の贈呈式の様子です。会長及び両副会長が箕郷第三保育園を訪れ、園児にオモチャやボールなど16点寄贈しました。

贈呈式で柳澤会長がおっしゃっていたのですが、寄贈したオモチャなどを通して、子どもたちが保育園に来るのが毎日楽しくなってくれたらと思っています。また、子どもたちが健やかで良い子に成長できるよう、会員・役員で見守っていかれたらと思っています。

この社会貢献活動は、実は20年以上前から行っており、保育園だけでなく、小中学校や社会福祉施設にも寄贈を行ってきました。贈呈式には箕郷支所長や市民福祉課長も訪れたり、当地区会の社会貢献活動は大変期待されているもので、地区会としてもやりがいのある行事の一つだと思っています。

今年度は、箕郷第五保育園に寄贈する予定になっています。今回も、子どもたちのまぶしい笑顔がみられると思うと今から訪問が楽しみです。



消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第192号

令和6年9月10日発行(年3回4・9・1月10日発行)
〈発行所〉一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL:027(363)4526 FAX:027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
〈企画・編集〉広報委員会:委員長 内藤 賢治
〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

厚生委員会からのお知らせ

企業の安定した経営のために

法人会の福利厚生制度は
企業の皆様が安心して経営に取り組めるよう
病気、事故、労災等に備えた保障制度です

もしものときの企業防衛に……

経営者大型総合保障制度

【大同生命保険㈱・A I G 損害保険㈱】



万一の労災事故に備えて……

アットワーク ハイパー任意労災

【A I G 損害保険㈱】

がんや病気などの治療に備えて……

新生きるためのがん保険Daysと 医療保険新Ever

【アフラック】



貸し倒れや与信管理に……

中小企業向け貸倒保障制度

【三井住友海上火災保険㈱】

会社の発展のため、
法人会の福利厚生制度を上手くご活用いただければ幸いです。

※法人会の福利厚生制度は、専門の保険会社に委託しています。

お問い合わせ先

高崎法人会 事務局 ☎027-363-4526

企業の税務コンプライアンス向上のために

自主点検チェックシートを ご活用ください。

企業を成長させるためには、内部統制面の強化や
経理面の質を向上させることも重要な要素です。

法人会では、コンプライアンス向上のための「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート」を作成しました。

各種税務研修会等で配布いたしておりますので、
会員企業の皆様、自社の成長、税務リスクの軽減の
ために、是非ご活用ください。

第15回 税に関する 絵はがきコンクール

令和5年度
卒業生の作品



【渋川市長賞】
渋川市立橋小学校

伊藤 翔 さん



【高崎税務署長賞】
高崎市立新町第二小学校

北浦 真優 さん



【最優秀賞】
安中市立安中小学校

中村 慧 さん



【吉岡町長賞】
吉岡町立駒寄小学校

小林 璃那 さん



【高崎市長賞】
高崎市立六郷小学校

三井さくら さん



【関東信越税理士会 高崎支部長賞】
高崎市立東小学校

金子 絢奈 さん



【上毛新聞社賞】
高崎市立金古南小学校

養茂 茉乃 さん



【榛東村長賞】
榛東村立南小学校

牧口 莉乃 さん



【安中市長賞】
安中市立安中小学校

松橋 優花 さん



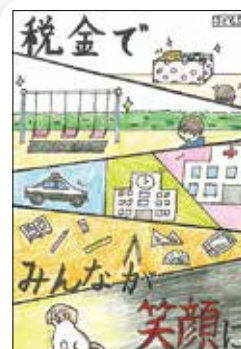
【高崎法人会 高崎法人会長賞】
高崎市立入野小学校

岩丸 世奈 さん



【高崎法人会 青年部会長賞】
高崎市立城東小学校

佐藤 和夏 さん



【高崎市議会議員会長賞】
高崎市立寺尾小学校

赤尾 結衣 さん



【高崎法人会 女性部会長賞】
吉岡町立明治小学校

永井 楓花 さん

※優秀賞はP11～12に掲載しています。